掛川市規則第１１号

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月２７日

掛川市長

（別紙）

掛川市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

掛川市母子保健法施行細則（平成25年掛川市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第３号、第５条第１項第２号及び第６条第２号中「所得税額等」を「市民税額等」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">税　額　等　に　よ　る　階　層　区　分</th><th>徴収基準月額</th><th>徴収基準加算月額</th></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="2">当該年度分の市民税が非課税の世帯（A階層に該当する世帯を除く。）</td><td>2,600円</td><td>260円</td></tr>
<tr><td>C</td><td colspan="2">当該年度分の市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（A階層に該当する世帯を除く。）</td><td>5,400円</td><td>540円</td></tr>
<tr><td>D１</td><td rowspan="15">当該年度分の市民税均等割の課税世帯であって、その市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（A階層からC階層までに該当する世帯を除く。）</td><td>15,000円以下</td><td>7,900円</td><td>790円</td></tr>
<tr><td>D２</td><td>15,001円～21,000円</td><td>10,800円</td><td>1,080円</td></tr>
<tr><td>D３</td><td>21,001円～51,000円</td><td>16,200円</td><td>1,620円</td></tr>
<tr><td>D４</td><td>51,001円～87,000円</td><td>22,400円</td><td>2,240円</td></tr>
<tr><td>D５</td><td>87,001円～171,300円</td><td>34,800円</td><td>3,480円</td></tr>
<tr><td>D６</td><td>171,301円～252,100円</td><td>49,400円</td><td>4,940円</td></tr>
<tr><td>D７</td><td>252,101円～342,100円</td><td>65,000円</td><td>6,500円</td></tr>
<tr><td>D８</td><td>342,101円～450,100円</td><td>82,400円</td><td>8,240円</td></tr>
<tr><td>D９</td><td>450,101円～579,000円</td><td>102,000円</td><td>10,200円</td></tr>
<tr><td>D10</td><td>579,001円～700,900円</td><td>123,400円</td><td>12,340円</td></tr>
<tr><td>D11</td><td>700,901円～849,000円</td><td>147,000円</td><td>14,700円</td></tr>
<tr><td>D12</td><td>849,001円～1,041,000円</td><td>172,500円</td><td>17,250円</td></tr>
<tr><td>D13</td><td>1,041,001円～1,222,500円</td><td>199,900円</td><td>19,990円</td></tr>
<tr><td>D14</td><td>1,222,501円～1,423,500円</td><td>229,400円</td><td>22,940円</td></tr>
<tr><td>D15</td><td>1,423,501円以上</td><td>全額</td><td>左欄の徴収基準月額の10％（その額が26,300円に満たない場合は26,300円）</td></tr>
</table>

備考

1　この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第１項第１号及び第２号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の７、第314条の８並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第６項の規定は適用しないものとする。

2　乳児及び乳児の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。

3　所得割の額を計算する場合において、乳児の属する世帯が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子又は父となった男子であって現に婚姻をしていないものの属する世帯に該当するときは、備考１の規定にかかわらず、当該女子又は男子を地方税法第292条第１項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第１項第２号若しくは第314条の２第１項第８号（当該女子が同法第314条の２第３項に該当する者であるときは同項）の規定を適用するものとする。

4　世帯階層区分の認定は、乳児及び乳児の扶養義務者のすべてについて、その市民税等の課税の有無により行う。

5　当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの期間は、前年度の市民税によるものとする。

6　徴収月額の決定の特例

(1) 同一世帯から２人以上の乳児が給付を受ける場合は、当該月の徴収額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な乳児にあっては、徴収基準月額の欄に掲げる額、２人目以降の乳児にあっては、徴収基準加算月額の欄に掲げる額により算定するものとする。

(2) 入院期間が１月未満の場合における当該月の徴収額は、この表により算定した額に当該月の入院日数を当該月の実日数で除して得た数を乗じて得た額（10円未満切捨て）とする。（ただし、D15階層に該当する世帯を除く。）

(3) 乳児の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定を行わないものとする。ただし、乳児に市民税が課せられている場合は、当該乳児につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定す

るものとする。

7　この表において「全額」とは、当該乳児の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を控除した額をいう。

様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第３条関係）

低　体　重　児　届　出　書

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="2">年　月　日生</td><td>第　子</td></tr>
<tr><td>赤ちゃんの氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">赤ちゃんの個人番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">出生時の状況</td><td>在胎週数</td><td>体重</td><td>身長</td><td>頭囲</td><td>胸囲</td></tr>
<tr><td>満　週</td><td>g</td><td>cm</td><td>cm</td><td>cm</td></tr>
<tr><td>出生場所</td><td colspan="6">施設名　　病院・医院・助産院・自宅・その他</td></tr>
<tr><td>妊娠中の異常</td><td colspan="6">無　・　有（　　）</td></tr>
<tr><td>分娩の状況</td><td colspan="6">正常　・　帝王切開　・　鉗子　・　吸引　・　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">母子の産後の心配事</td><td colspan="3">母</td><td colspan="3">子</td></tr>
<tr><td colspan="3">無　・　有
（　　）</td><td colspan="3">無　・　有
（　　）</td></tr>
<tr><td>父の氏名</td><td colspan="2">年齢　歳</td><td>実家のある市町</td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>母の氏名
（産婦）</td><td colspan="2">年齢　歳
個人番号</td><td>実家のある市町</td><td>職業</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">自宅</td><td colspan="6">掛川市
アパート名　　部屋番号</td></tr>
<tr><td colspan="6">自宅電話：（　　）　父の携帯：（　　）　母の携帯：（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">里帰り</td><td colspan="2">無　・　有</td><td colspan="4">里帰り先の世帯主（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">電話</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">里帰り先から自宅へ戻る時期</td><td colspan="4">年　月　日頃</td></tr>
<tr><td colspan="3">里帰り先での訪問を希望しますか</td><td colspan="4">はい　いいえ</td></tr>
</table>

（記載上の注意）

自宅付近の略図

様式第５号中「 所 得 税 額 」を「 市 民 税 額 」に改める。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。